

主な取り組みの追加・削除 及び必要な見直し等について

第 2 章

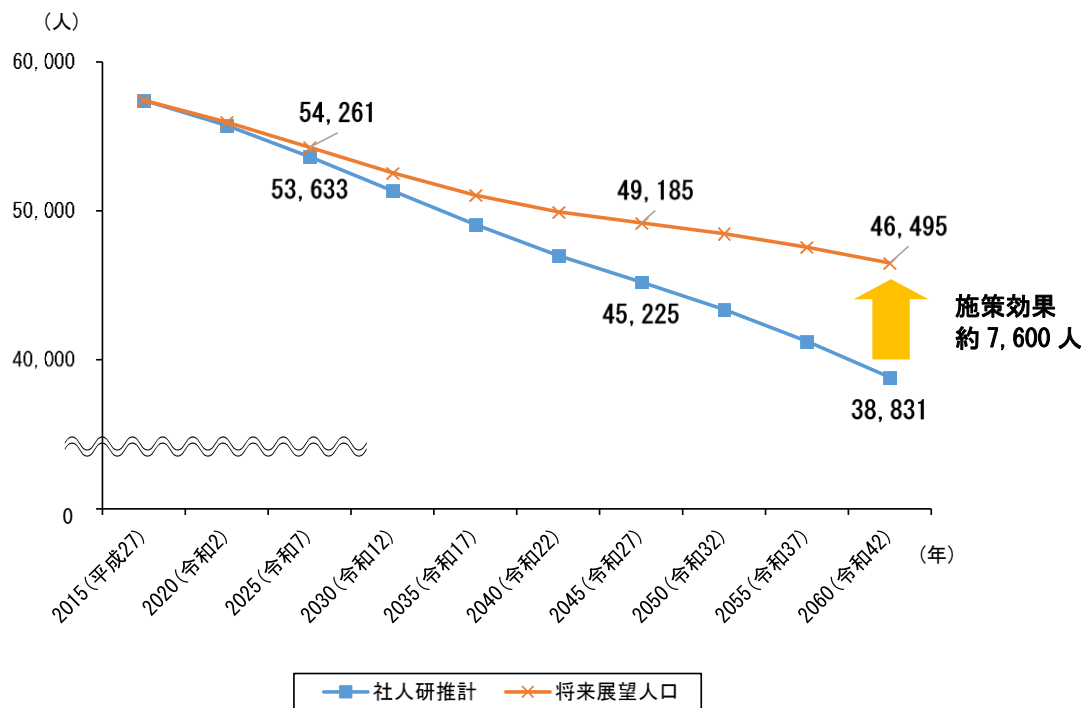
計画の基礎条件

◆ 推計人口と「将来展望人口」

年 年齢区分	2020(令和2)		推計値 2030(令和12)		将来展望人口 2030(令和12)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
年少人口 0～14歳	6,569	11.5	5,307	10.1	6,305	12.0
生産年齢人口 15～64歳	32,034	56.1	28,854	55.0	28,295	53.9
老年人口 65歳以上	18,458	32.3	18,297	34.9	17,950	34.2
計(総人口)	57,060	100.0	52,458	100.0	52,550	100.0

※2020年(令和2年)は国勢調査、将来展望人口は逗子市人口ビジョンによる。

◆ 「将来展望人口」の推計



※社人研は国立社会保障・人口問題研究所

(逗子市「逗子市人口ビジョン」2020年)

第2節 土地利用方針

1 土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728ha で、市街化区域*は 832ha。市街化調整区域*は 896ha を占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約 93%を占める住宅都市です。

◆ 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	832	896	1,728
対都市計画区域(%)	48.1	51.9	100.0

(平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号)

◆ 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	499	60.0
第一種中高層住居専用地域	59	7.1
第二種中高層住居専用地域	1	0.1
第一種住居地域	200	24.0
第二種住居地域	15	1.8
近隣商業地域	38	4.6
商業地域	18	2.2
準工業地域	1.9	0.2
計	832	100.0

(令和元年 9 月 19 日逗子市告示第 132 号)

◆ 地目別土地利用状況

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2021年 (令和3年)	0.0	60.2	4,515.9	0.0	5,582.2	8.5	885.9	6,227.2	17,280.0

(市税概要 2021年(令和3年)4月1日現在)

◆ 緑地現況量調査

(単位:ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)
施設 緑地	都市公園	34.41	55.84	90.25
	公共施設緑地	45.22	35.17	80.39
	民間施設緑地	6.16	2.51	8.67
	計(a)	85.79	93.52	179.31
地域 制 緑地	法によるもの			
	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
	近郊緑地保全区域	9.50	271.83	281.33
	風致地区	37.42	24.74	62.16
	歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
	自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
	生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
	その他法によるもの	29.09	544.96	574.05
	協定によるもの	3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの	25.26	48.80	74.06
	(地域制緑地間の重複)		(395.75)	(395.75)
	計(b)	107.48	534.88	642.36
(施設緑地・地域制緑地間の重複)(c)			(69.06)	(69.06)
計 (a)+(b)-(c)		193.27	559.34	752.61

2 土地利用の方針

(1) 基本方針

(基本構想『第2-1章第4-5節 土地利用にあたっての基本方針』再掲)

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2) 個別方針

① 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地*帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

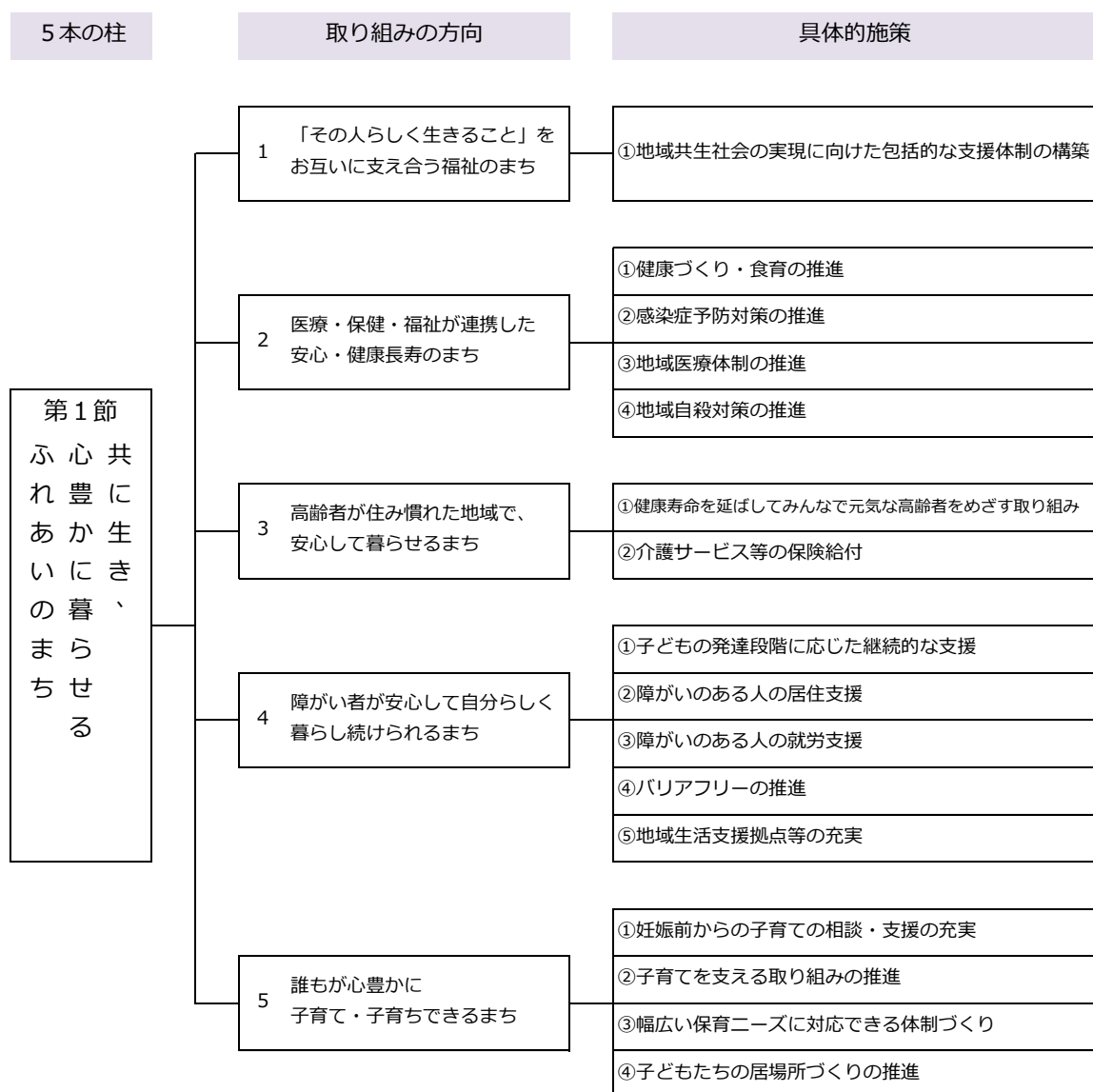
② 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、

第1節

共に生き、心豊かに暮らせる ふれあいのまち



めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

基本構想 第1節 取り組みの方向1

「その人らしく生きること」を お互いに支え合う福祉のまち



すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

◆ 具体的施策 ①

地域共生社会*の実現に向けた包括的な支援体制の構築
(地域包括ケアシステム推進事業の推進)

総合戦略

4－2－②－1

《現況・課題》

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、8050 問題などの複合的な生活ニーズや災害時の避難困難等に対し、地域における支え合いと福祉等の専門機関による包括的な支援を通じて取り組み、地域共生社会の実現をめざすことが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
地域包括支援センター*が担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3 包括支援センター合計で年 120 件になっている。	36 件（3 包括支援センター合計）
補 足 説 明	
複雑化・複合化した福祉的課題の解決には専門機関が連携し支援を行う必要があるが、現時点で多機関連携による支援体制が確立していない。今後、参加する各専門機関の経験値を上げることが包括的支援体制の構築につながることから、地域包括支援センターが所管する多機関連携が必要な相談受付件数を指標として設定するもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	地域における支え合いの仕組みづくり	総合戦略	—
説明	・すべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させるため、ICT*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。 ・地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 ・ボランティア講座・研修の充実により、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する。		
【参考】予算事業名	地域福祉推進事業	担当課	社会福祉課

取り組み②	避難行動要支援者*の支援体制の整備	総合戦略	—
説明	・平常時から築かれた近隣の関係性を、避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ・自主防災組織*と地域活動、ボランティアセンター*が連携し、災害時の個別避難計画支援プランの作成支援を通じて、地域の自主性を強化し相互扶助の取り組みを活性化させる。		
【参考】予算事業名	災害対策事業 地域福祉推進事業	担当課	防災安全課 社会福祉課

取り組み③	社会的困窮者の自立の支援	総合戦略	—
説明	・社会的困窮に陥った者に対し、その原因となる複合的な課題解決に取り組み、社会的自立に向けた支援を行う。		
【参考】予算事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	社会福祉課

取り組み④	多機関協働による身近な地域での相談支援	総合戦略	—
説明	・身近な地域で包括的に相談を受け止めるため、民生委員・児童委員*や地域活動団体等と福祉の専門機関・団体が連携して地域課題の解決に取り組む。		
【参考】予算事業名	地域共生社会推進事業 (地域包括支援センター運営事業)	担当課	社会福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

取り組み⑤	多様な主体による活動の支援と推進	総合戦略	—
説明	・ 8050 問題などの複合的なニーズが増加する中、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し、支え合いながら生活するため、互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動*」を推進することを目的とした活動の場を整備する。 ・ ICT の活用により福祉情報を発信することで福祉活動の支援と推進を図る。		
【参考】予算事業名	地域共生社会推進事業 (生活支援体制整備事業)	担当課	社会福祉課

取り組み⑥	地域福祉計画等推進事業に係る事業の推進	総合戦略	4－2－②－7
説明	・ 総合的な福祉の推進を図るため、逗子市地域福祉計画及び逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画に係る事業を実施する。		
【参考】予算事業名	地域福祉計画等推進事業	担当課	社会福祉課

取り組み⑦	<u>誰一人取り残さない地域共生社会の実現</u>	総合戦略	<u>4－3</u>
説明	<u>・ 現在、多くの地域生活課題が発生している中で、課題を悪化させている原因として孤独・孤立の問題がある。本市が地域共生社会をめざす中で、誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の構築を地域や関係機関と連携して進める。</u>		
【参考】予算事業名	<u>地域福祉推進事業</u> <u>地域共生社会推進事業</u>	担当課	<u>社会福祉課</u>

No.3

基本構想 第1節 取り組みの方向 2

医療・保健・福祉が連携した 安心・健康長寿のまち



歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

健康づくり・食育の推進

《現況・課題》

本市の高齢化率*は高く、今後も更なる高齢化が見込まれている。若い世代から健康への意識づけを行い、健康と長寿を確保できるように支援することで、医療費の適正化につなげ、生活の質を向上させる取り組みが求められている。また、各世代における栄養の偏りや過不足、不規則な生活習慣等の課題に対応するため、生涯にわたる食育の推進に取り組む必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
国民健康保険被保険者の1人当たり医療費の伸び率を、県平均以下に抑制している。	2017 年度～2021 年度の平均伸び率 2.5%
補 足 説 明	
・医療費の伸び率は、過去5年の平均を用いる。 ・市は国民健康保険事業の保険者であることから、健康づくりの成果指標として医療費の伸び率を県平均以下に抑制することをめざすもの。	

◆ 具体的施策 ④

地域自殺対策の推進

《現況・課題》

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、自殺は個人の問題ではなく社会の問題であることが示された。平成 28 年には自殺対策基本法が改定され「生きるための包括的支援」としての自殺対策をすべての都道府県、市町村が自殺対策計画を策定し推進することとなった。

本市では、平成 31 年に逗子市自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない逗子市」を基本理念とした。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
自殺者数が 0 人になっている。	8 人（令和 3 年 1 月～12 月分）
補 足 説 明	
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	地域自殺対策の推進	総合戦略	—
説明	・逗子市自殺対策計画に基づき、生きることを支える人材の育成、市民への啓発・周知、地域・庁内組織間における連携の強化、生きることの促進要因への支援を推進する。 ・逗子市自殺対策計画は 5 年に 1 回の改定を行っていく。		
【参考】予算事業名	自殺対策計画推進事業	担当課	国保健康課

基本構想 第1節 取り組みの方向3



高齢者が住み慣れた地域で、 安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

《現況・課題》

高齢期に自立した生活を営むために、生活習慣病*予防や介護予防に対する意識啓発等により、要介護状態になることを防ぎ、自分らしい生活が送れるよう支援する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
元気高齢者の割合が 83%になっている。	78. 89%
補 足 説 明	
要介護等認定*率が県平均（17. 6%）と比べ高い状態（20. 8%）にある（令和 2 年）。要介護状態では医療費・介護費等の負担も増え生活の質も低下することから、高齢者の健康寿命を延ばし生活の質の向上を図るため、元気高齢者（要介護等状態にない状態）の割合を、まず県平均を超えることめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	高齢者の運動の機会の促進と啓発	総合戦略	—
説明	・ 高齢者が運動やスポーツに対し関心を高め、習慣化を図るために、 歩行やゲーム機を使用した e スポーツ*等手軽に始められて、かつ継続して続けられる取り組みを進める。 の普及に取り組む。		
【参考】予算事業名	一般介護予防事業	担当課	社会福祉課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

取り組み②	要介護状態になるおそれのある者への支援（介護予防・日常生活支援総合事業の推進）	総合戦略	4-2-②-2 4-3-①-3
説明	・要介護状態になるおそれのある者に対して、 <u>各種データ等を用いて、短期集中的により効果の高い介護予防事業を提供する。また、必要と思われる者が、できるだけ早期に参加するよう啓発を行い、積極的な介護予防事業への参加を促していく。活動を実施し、改善をめざす通所型サービスや、住民主体の団体による家事等の支援を行う介護予防事業（住民主体による訪問型サービス）を行う。</u>		
【参考】予算事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	担当課	社会福祉課

No.5

取り組み③	高齢者の生きがいと健康づくりの推進	総合戦略	4-3-①-6
説明	・教養講座を開き、知的好奇心を高める。		
【参考】予算事業名	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	担当課	高齢介護課

取り組み④	要介護状態となることを予防する活動の実施（介護予防に係る事業の推進）	総合戦略	4-3-①-7
説明	・高齢者の生活機能維持や向上をめざし、介護予防教室の開催やサロン活動*を推進する。		
【参考】予算事業名	地域介護予防活動支援事業 一般介護予防事業	担当課	社会福祉課

取り組み⑤	高齢者同士の交流 （介護予防に係る事業の推進）	総合戦略	4-3-①-7
説明	・老人クラブの活動を通して高齢者の交流を図る。		
【参考】予算事業名	老人クラブ育成事業	担当課	高齢介護課

取り組み⑥	<u>認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるための支援</u>	総合戦略	<u>4-3</u>
説明	<u>・認知症予防の取り組みを継続しつつ、認知症に対する正しい知識及び認知症の人に対する正しい理解を進めるための取り組みを、認知症の方やそのご家族等の意見を反映しながらすすめていく。</u>		
【参考】予算事業名	<u>認知症総合支援事業</u>	担当課	<u>社会福祉課</u>

新規

No.6

◆ 具体的施策 ②

介護サービス等の保険給付

《現況・課題》

要介護認定者が利用する入所施設の利用希望者は多く、高齢化が進む中でその需要は増加していくものとみられる。

住み慣れた地域で生活ができる多様なサービスの需要も見込まれている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
特別養護老人ホーム*の待機者数が 100 人以下になっている。	162 人
補 足 説 明	
高齢者保健福祉計画において、特別養護老人ホーム 100 床の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	利用料の給付	総合戦略	—
説明	・利用者の尊厳の保持と能力に応じて日常生活を住み慣れた地域で支援する。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業	担当課	高齢介護課

取り組み②	地域密着型サービスの提供	総合戦略	—
説明	・小規模多機能型居宅介護*、定期巡回随時対応型訪問介護看護*を実施する事業所の公募を実施する。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業一般管理事務費	担当課	高齢介護課

取り組み③	介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化	総合戦略	—
説明	・安定的な介護サービスの供給のため、「介護人材の確保」を筆頭に、「介護職員の離職防止」、「介護需要の削減」の3つの視点に基づき、総合的に実施していく。		
【参考】予算事業名	介護人材確保事業	担当課	高齢介護課

取り組み④	特別養護老人ホームの拡充	総合戦略	—
説明	・ショートステイの転換など既存施設の活用も検討し、特別養護老人ホーム 100 床の増加をめざす。		
【参考】予算事業名	介護サービス等給付事業	担当課	高齢介護課

基本構想 第1節 取り組みの方向5

誰もが心豊かに 子育て・子育て*できるまち



急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもがその権利を擁護され、愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

◆ 具体的施策 ①

妊娠前からの子育ての相談・支援の充実

《現況・課題》

妊娠前から乳幼児期、思春期に至るまで母子共に健康な発育・発達を支援する必要がある、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
保健師及び助産師が、乳児がいるすべての家庭を訪問し、相談に応じている。	93.1%
補 足 説 明	
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討・関係機関との連絡調整を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	乳幼児健診等の充実	総合戦略	—
説明	・乳幼児の心身の健康の確認、疾病や障がいを早期に発見し、早期治療及び早期療育を実現する。 ・健康な乳幼児に対しても子育て支援を行い、知識の普及と親の不安の解消を図る。		
【参考】予算事業名	乳幼児健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み②	妊婦健診の充実	総合戦略	1-1-①-5
説明	・妊産婦の健康管理の強化徹底を図るため、妊産婦健康診査を医療機関・助産院に委託して行うことにより、妊婦、乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止及び心身障がい児の発生を予防する。		
【参考】予算事業名	妊産婦健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み③	産後ケア事業による支援	総合戦略	1-1-①-6
説明	・心身のケアや育児サポート等を行い、産後安心して子育てができるよう支援するため、産後1年未満の産婦とその子を対象に、宿泊型、通所型及び訪問型のサービスを実施し、産婦の健康管理及び生活指導、乳房ケア・授乳指導、乳児の発育・発達観察、家庭に戻ってからの子育てや生活の相談・指導等を行う。		
【参考】予算事業名	妊産婦健診事業	担当課	子育て支援課

取り組み④	妊産婦・乳児訪問等の実施	総合戦略	1-1-①-7
説明	・妊婦訪問及び「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、未熟児を含めた乳児の全戸訪問を行い、母子が必要としている援助を行うとともに、育児不安の解消、適切な育児、子どもの発達や養育環境の観察を行う。		
【参考】予算事業名	妊産婦・乳児訪問等事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑤	パパママ準備クラス（母親両親教室）の充実	総合戦略	1-1-①-8 1-3-①-5
説明	・妊娠・出産・育児についての知識の普及を図り、親が共に育児を行う大切さを伝えるとともに、妊娠期からの仲間づくりの支援を行うため、パパママ準備クラスを開催する。		
【参考】予算事業名	妊産婦・乳幼児教室事業	担当課	子育て支援課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

取り組み⑥	不妊治療、不育症治療に係る助成	総合戦略	1－1－①－4
説明	・令和3年度末までに神奈川県の特定不妊治療支援事業の助成を受けた者に、特定不妊治療費の一部を助成する。 ・令和5年度から生殖補助医療費の助成を行う。		
【参考】予算事業名	特定不妊治療費等助成事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑦	思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等の実施	総合戦略	1－1－①－2
説明	・保健師による健康相談の一環として、思春期から妊娠適齢期の健康相談、健康教育等に対応する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

◆ 具体的施策 ②

子育てを支える取り組みの推進

《現況・課題》

社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。

従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、個々の実情を踏まえて幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。

子育てに関する相談について、様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
ファミリー・サポート・センター*に登録している支援会員（両方会員を含む）の登録人数が 550 人になっている。	434 人
補 足 説 明	
ファミリー・サポート・センターに登録している支援会員（両方会員を含む）の年度末における登録人数とし、平成 29 年度から令和 3 年度の平均（約 460 人）の約 1.2 倍をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	子育て情報提供の充実	総合戦略	—
説明	・子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

取り組み②	ファミリー・サポート・センター事業の充実	総合戦略	1-1-②-6 1-3-②-5
説明	・子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、子どもの預かりを相互援助活動として行う。		
【参考】予算事業名	ファミリーサポートセンター運営事業	担当課	子育て支援課

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

取り組み③	保育所、幼稚園等による相談、一時預かり等の支援の充実	総合戦略	1-1-②-7 1-3-①-7
説明	・民間保育所の専門的機能を活用し、地域育児強化事業の推進を図る。 ・保育所等で児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。		
【参考】予算事業名	地域育児強化事業 一時預かり事業	担当課	保育課

取り組み④	放課後児童への対応の充実 (放課後児童クラブ*)	総合戦略	1-1-②-9 1-2-③-4 1-3-②-3
説明	・保護者が就労等により自宅にいない家庭の小学生を対象に、放課後の生活の場を提供する。		
【参考】予算事業名	放課後児童クラブ事業	担当課	保育課

取り組み⑤	放課後児童への対応の充実 (ふれあいスクール*)	総合戦略	1-1-②-9 1-2-③-4 1-3-②-3
説明	・家庭・地域・学校の連携のもとに、小学生の放課後の居場所、遊び場及び異年齢交流の場を確保する。		
【参考】予算事業名	ふれあいスクール事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑥	病児・病後児保育の充実	総合戦略	1-3-②-2
説明	・子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、子どもの預かりを相互援助活動として行う中で、病児・病後児預かりを実施する。		
【参考】予算事業名	ファミリーサポートセンター運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑦	親子遊びの場*の運営	総合戦略	1-1-③-5
説明	・親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。		
【参考】予算事業名	親子遊びの場運営事業	担当課	子育て支援課

No.9

取り組み⑧	ほっとスペース*、 自然の遊び場(プレイパーク等) の運営	総合戦略	1-1-③-6 4-1-②-5
説明	・家庭・地域・学校の連携のもとに、小学生の放課後の居場所、遊び場及び異年齢交流の場を確保する。 ・逗子市の自然やまちの環境を生かした遊び場を活用し、子どもの外遊びの機会を提供する。		
【参考】予算事業名	ふれあいスクール事業	担当課	子育て支援課

No.10

取り組み⑨	子育てに係る相談の充実	総合戦略	1-1-②-5 1-3-②-4
説明	・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議を中心に、関係機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、子どもの立場に立った支援体制の充実を図る。		
【参考】予算事業名	こども家庭センター子ども家庭総合支援拠点 運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑩	子育て支援センター*の運営	総合戦略	1-1-②-4
説明	・育児不安等についての相談事業、育児サークル等の育成・支援、子育て中の親たちの自主活動を支援する。		
【参考】予算事業名	子育て支援センター運営事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑪	ひとり親家庭等への継続的な支援	総合戦略	1-1-④-2
説明	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する。		
【参考】予算事業名	ひとり親家庭等福祉手当支給事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑫	支援を必要とする子どもに対する学習支援	総合戦略	1-1-④-5
説明	・学習習慣が身についていなかったり、学習に不安がある中学生を対象とし、学習支援を行うとともに、仲間づくり、親睦と交流を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

取り組み⑬	子どもの貧困に関する取り組み	総合戦略	1-1-④-3
説明	・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議において情報を収集し、教育・福祉・その他関係機関と連携し課題解決に取り組む。		
【参考】予算事業名	—	担当課	子育て支援課

取り組み⑭	小児医療費に係る助成の充実	総合戦略	1-1-②-3
説明	・小児に係る医療費のうち健康保険の自己負担分を給付する。		
【参考】予算事業名	小児医療費助成事業	担当課	子育て支援課

取り組み⑮	要保護児童に対する取り組み	総合戦略	1-1-④-4
説明	・児童福祉法第10条の規定に基づき、児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。		
【参考】予算事業名	<u>こども家庭センター子ども家庭総合支援拠点</u> 運営事業	担当課	子育て支援課

No.11

取り組み⑯	居場所づくりへの支援	総合戦略	—
説明	・子どもたちや保護者などが、身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートする。 ・子どもたちや保護者などの居場所づくりに取り組んでいる民間団体を支援し連携を図る。		
【参考】予算事業名	<u>こども発達支援センター運営事業</u> —	担当課	子育て支援課 療育教育総合センター

No.12

新規	取り組み⑰	<u>(仮称) 逗子市子ども基本条例の制定</u>	総合戦略	<u>1-1</u>
	説明	<u>・令和7年度から(仮称)逗子市子ども基本条例の制定に向けて子ども・子育て会議、関係所管や関係機関との議論を行う。その中で当事者である子ども・若者の意見を聴取し意見を反映させる。</u>		
	【参考】予算事業名	<u>次世代育成支援対策事業</u>	担当課	<u>子育て支援課</u>

No.13

◆ 具体的施策 ③

幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり

《現況・課題》

保育所等入所待機児童数は増減を繰り返しているがゼロとはなっていない。各保育所等の入所者数にも偏りが生じ、結果として待機児童につながっている側面もある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
保育所等入所待機児童が 0 人になっている。	13 人（2022. 4. 1）
補 足 説 明	
子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保策について」における目標値。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	保育の充実と選択枝の拡大 （子ども・子育て支援新制度の円滑運用）	総合戦略	1－1－②－2
説明	・多様化する保育ニーズに合わせ、幼稚園の預かり保育の拡大等、保育の選択枝を増やし、働き方やライフスタイルに合った施設の情報を提供する。 ・子どもの成長に合わせて転園しやすい仕組みづくりを推進する。 ・広報誌、ホームページ等による適切なアナウンス、利用者支援員による適切な対応により、本施策の推進を図る。		
【参考】予算事業名	利用者支援事業	担当課	保育課

取り組み②	保育士確保の取り組み	総合戦略	1－3－②－6
説明	・市広報誌のみならず、あらゆる機関や媒体への周知活動を行い、保育士の確保につなげる。 ・大学等からの保育実習生の受け入れをより積極的に行い、逗子市で保育士として働く機会を拡大する。 ・逗子市で保育士として働きたいと思ってもらえるよう、市内各園と協力・連携し、地域の特色を生かした魅力ある保育を発信する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	保育課

取り組み③	様々な保育ニーズへの対応 (保育環境の充実)	総合戦略	1-3-②-1
説明	・保育にかかるニーズ調査を実施し、様々なニーズに対応する保育を実施することで待機児童の削減を図る。 ・手法の一つとして、駅前送迎保育ステーション事業等の実施を検討する。		
【参考】予算事業名	駅前送迎保育ステーション実証事業	担当課	保育課

No.14

取り組み④	幼稚園就園等に係る支援	総合戦略	1-1-②-8
説明	・子ども・子育て支援法に基づき原則3歳以上の児童に係る保育料を無償にし、子育て支援を図る。		
【参考】予算事業名	幼児教育・保育無償化給付等事業	担当課	保育課

取り組み⑤	子育てと仕事を両立させる環境整備	総合戦略	1-1-②-12 1-3-①-9 3-3-①-6
説明	・自分らしく働き、暮らしやすいまちをめざすため、ライフスタイルに合った働き方のできる環境の創出を図る。 ・職場内で子どもを預けながら働くことができる、「女性の新しい働き方」を実現するため、保育的機能を職場内に有する事業所の開設費用を補助する補助金を交付する。		
【参考】予算事業名	関係法人等創出事業	担当課	企画課

No.15

◆ 具体的施策 ④

子どもたちの居場所づくりの推進

《現況・課題》

子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
体験学習施設「スマイル」の主催講座の延べ参加者数が 2,000 人/年になっている。	557 人
補 足 説 明	
体験学習施設「スマイル」において、単発または連続した講座（2～5 回）を年間延べ 130 回程度実施し、1 回当たりの参加者数を 15 人とし年間約 2,000 人の参加者数をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

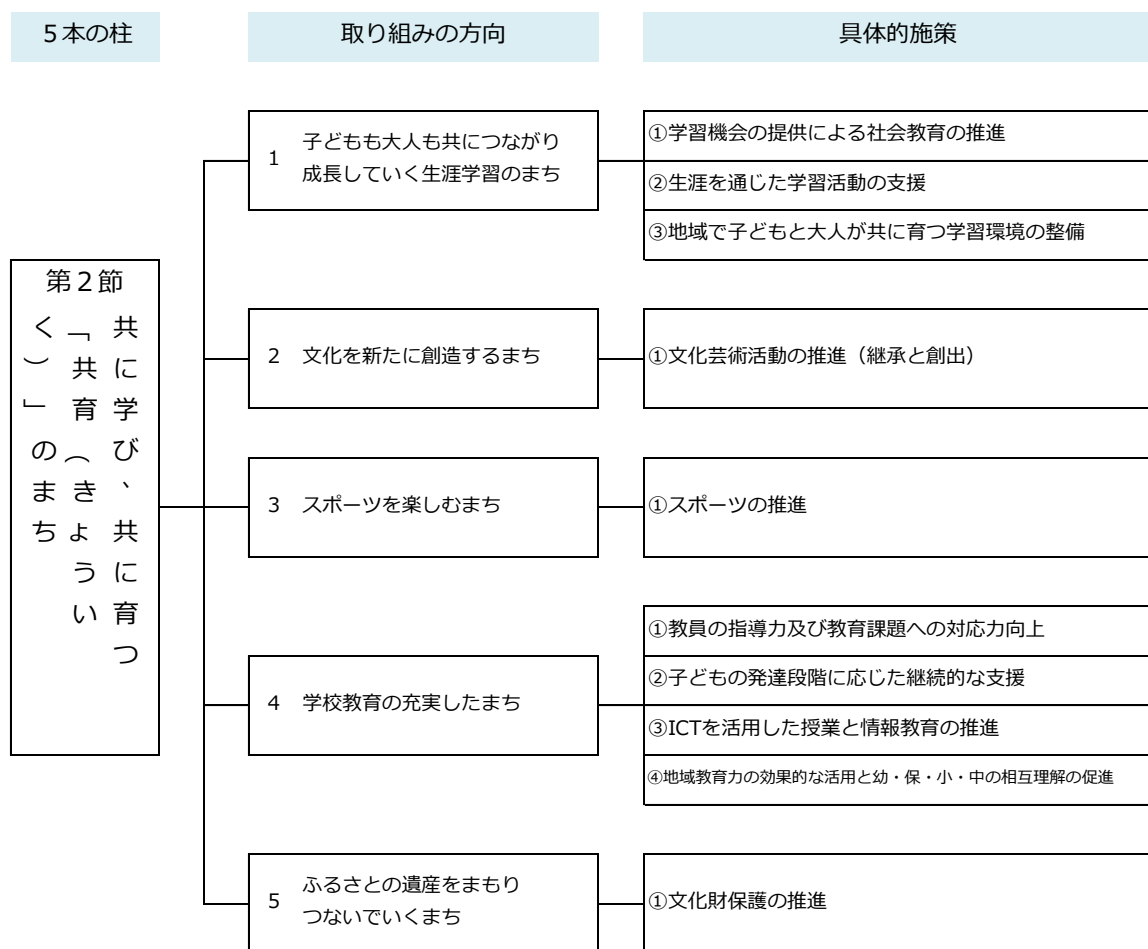
取り組み①	体験学習施設「スマイル」での講座やイベントの充実	総合戦略	1-1-③-1 1-2-③-2
説明	・体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等を行い、子どもたちの居場所をつくる。 ・子どもたちが地域でいきいきと自主的な活動ができるように支援する。 ・課外における教育としての「共育*」を推進する。		
【参考】予算事業名	体験学習施設講座等事業	担当課	子育て支援課

取り組み②	青少年の健全な育成に係る事業の推進	総合戦略	1-2-③-5
説明	・青少年問題協議会の開催のほか、青少年の健全の育成に係る事業を行う。		
【参考】予算事業名	青少年問題協議会経費	担当課	子育て支援課

第2節

共に学び、共に育つ

「共育（きょういく）」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育*」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

基本構想 第2節 取り組みの方向 1



子どもも大人も共につながり 成長していく生涯学習*のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しめるよう、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育*の機会を広く市民に提供するとともに、市民の自主的な学びを支援します。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、学んだ成果を生かすことで元気な地域づくりへとつなげていくまち、生涯学習のまち逗子をめざします。

◆ 具体的施策 ①

学習機会の提供による社会教育の推進

〈現況・課題〉

社会環境の変化が激しい現代社会では、市民が常に最新の課題を学習することが求められている。また、多様化し、複雑化する社会にあって、地域ごとの課題を地域住民が解決する必要性も高まっている。こうしたニーズに対応し、学習機会を提供することにより、まちづくりに関わる人材を育成することは重要な課題である。一方で、学習活動に十分に参加できていない市民もあることから、すべての市民が生涯を通じて学習活動ができる環境の整備が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
講座事業において、各分野（現代的課題、地域課題、家庭教育）3 講座以上実施され、受講生の満足度が 5 段階評価のうち 4 以上が 90%を超えている。	各分野 3 講座以上実施されている。 満足度 86.9%
補 足 説 明	
講座事業については、最新の社会課題に対する学習など、市民の自主的な学習活動において充足していない分野で学習機会を提供することとしている。現状の講座数、満足度とともに現状維持とし、質を担保することをめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	各種講座事業の推進	総合戦略	4-2-①-4
説明	・現代的課題、地域課題に関する講座を開催し、学習機会を提供することにより、まちづくりに関わる人材育成を図る。		
【参考】予算事業名	各種講座事業 社会教育出張講座事業	担当課	社会教育課

取り組み②	家庭教育推進事業の充実	総合戦略	1-1-②-10 1-3-①-6
説明	・家庭と地域の教育力の向上のため、子育て中の保護者を対象にした講座を開催する。		
【参考】予算事業名	家庭教育推進事業	担当課	社会教育課

取り組み③	読書活動の推進	総合戦略	1-1-③-7
説明	・図書展示の実施やおはなし会の開催などを通じて、読書に親しむ機会を提供するとともに、幅広い世代の居場所としての役割を果たす。		
【参考】予算事業名	図書館活動事業	担当課	図書館

取り組み④	子どもの読書活動の推進	総合戦略	—
説明	・逗子市子どもの読書活動推進計画に基づき、市内小・中学校等との連携・協力を密にして、読書環境を整える。		
【参考】予算事業名	図書館活動事業	担当課	図書館

◆ 具体的施策 ②
生涯を通じた学習活動の支援
《現況・課題》 高齢化の進展や社会環境の変化により、生涯学習の必要性が高まっている。また、学習内容も、価値観や生活習慣の多様化により大きな広がりを見せている。このような状況に対処するため、市には市民や情報をつなぐコーディネート能力が今まで以上に求められている。また、学習活動の場を公共施設として提供しているが、老朽化している施設もあり、適正な維持管理やニーズに合った改修が求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
市内で活動する生涯学習団体の総数が 400 を超えている。	322 328
補 足 説 明	
市民交流センターに登録され、市民活動・生涯学習情報サイト「ナニスル」や生涯学習ハンドブックに掲載されている団体数を用いる。同センターでは、毎年3月に各登録団体に照会し、登録内容の変更や活動継続の有無を確認しており、実際に活動が行われている団体を指標とする。	

No.16

◆ 主な取り組み

取り組み①	生涯学習活動の情報の提供 (ライフステージ*や学習要求に応じた学習機会の提供)	総合戦略	1-3-①-4
説明	・市や市民団体等が実施する講座、イベントや、生涯学習団体の情報を集約し、提供する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業 生涯学習推進事業	担当課	市民協働課

No.17

取り組み②	生涯学習活動の場の提供	総合戦略	—
説明	・市の生涯学習関連施設など活動の場が継続的に確保されるよう、ニーズを的確に把握するとともに、適時の修繕など維持管理に努める。		
【参考】予算事業名	—	担当課	市民協働課

取り組み③	図書資料の充実	総合戦略	—
説明	・生涯学習の多様なニーズに応えるために、資料の充実を図り、読書に親しむ機会を提供する。		
【参考】予算事業名	蔵書整備事業	担当課	図書館

◆ 具体的施策 ③

地域で子どもと大人が共に育つ学習環境の整備

《現況・課題》

少子化や子どもの生活体験、自然体験及び世代間交流等の減少など社会環境の変化が生じている。こうしたことから、学校や家庭だけでなく、地域全体で子どもの教育に関わり、協働して取り組むことが求められており、学校・家庭・地域で子どもと大人が共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりを進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
世代間交流を促す共育の講座やイベントへの参加者数が 5,000 人を超えている。	3,990 人
補 足 説 明	
市が主催する子どもを対象とした講座やイベントの参加者数を指標とする。担当課から庁内各課への照会により把握する。コロナ禍以前は例年 5,000 人を超える参加者があったことから、その水準へ回復することを目安とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	共育活動の推進	総合戦略	—
説明	・「共育」のまちづくりの基本的な考え方の普及を図る。 ・身近な地域拠点を活用して、「共育」活動を推進する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

取り組み②	共育のイベントの開催	総合戦略	1－2－③－3
説明	・共育（トモイク）フェスティバルを開催する。		
【参考】予算事業名	市民交流センター維持管理事業	担当課	市民協働課

基本構想 第2節 取り組みの方向4

学校教育の充実したまち



人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中にあつて、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し、互いの個性を尊重し合う人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を育むことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分の土台に、その時々、その教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子の子ども』の育成を図ります。

◆ 具体的施策 ①

教員の指導力及び教育課題への対応力向上

《現況・課題》

児童・生徒自らが学ぶ方法や態度を習得するために、「わかりやすい授業づくり」・「お互いを認め合える学級づくり」・「心と体の健康づくり」の取り組みを進める必要がある。

いわゆる団塊の世代の教員の大量退職後、教職経験の少ない教員の割合が増えている。学校は依然として経験年数の少ない教員とベテラン教員の二極化の状況にあり、経験の少ない教員の指導力の向上とともに、ベテラン教員の指導力の継承等が喫緊の課題となっている。

いじめや不登校などの教育的課題について信頼に基づく指導を充実させ、未然防止、早期発見、早期解決に努める必要がある。

あわせて、児童及び生徒が健やかな学校生活を送れるよう、環境を整えていく。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
児童・生徒を対象に実施している「学校生活アンケート」に「授業がよくわかる」「学校が楽しい」の項目を設け、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の回答が 80%以上になっている。	新規の数値
補 足 説 明	
・教員の指導力には目に見えて評価できるものと児童・生徒の受け止め方や価値感に関わるものがあり、本来は、一概に数値化できるものではない。しかし、学校教育目標の達成をめざし、指導する中で、教員の創意工夫された授業を受けることで児童・生徒が、学習がわかることや学校生活が楽しいと感じられる場面が増えることを期待するもの。 ・「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」のうち、高評価の回答の計が 80%以上をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業の推進	総合戦略	1-2-①-1 1-2-②-1
説明	・授業と学級経営についての自己チェックリストを活用し、各市立学校において、「わかりやすい授業づくり」や「お互いを認め合う学級づくりなどに関する教員の指導力向上を図る。		
【参考】予算事業名	調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み②	教育指導教員の派遣	総合戦略	—
説明	・教育指導教員を各学校に派遣し、授業観察を行い、参観後にフィードバックの機会を設け、指導力向上に資する助言を行う。		
【参考】予算事業名	少人数指導教員・教育指導教員派遣事業	担当課	学校教育課

取り組み③	授業研究校の委託（授業研究の充実）	総合戦略	1-2-①-2
説明	・授業研究を基本とした研究を委託し、教員の授業力を向上させる一助とする。		
【参考】予算事業名	学校教育調査・研究事業 （授業研究推進委託料）	担当課	学校教育課

取り組み④	研修の充実	総合戦略	—
説明	・年次研修の内容を充実させる。 ・夏季研修の内容の充実を図り、教員の指導力向上をめざす。		
【参考】予算事業名	調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み⑤	各担当者会の充実	総合戦略	—
説明	・教育相談コーディネーター*担当者会や児童・生徒指導担当者会、いじめ問題対策連絡協議会において、各小・中学校で実施し効果をあげている取り組みを共有し、各小・中学校で組織的な取り組みの一助としていく。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 いじめ防止等対策事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み⑥	学校給食の安定的な提供	総合戦略	1－1－②－11
説明	・市立小・中学校において安全な給食を提供する。 ・<u>学校給食事業を公会計化する。</u>		
【参考】予算事業名	小学校給食運営事業 中学校給食運営事業	担当課	学校教育課

取り組み⑦	学校施設の整備・充実	総合戦略	1－2－①－4
説明	・市立小・中学校における良好な教育環境の整備を図る。		
【参考】予算事業名	学校施設整備事業（小学校） 学校施設整備事業（中学校）	担当課	教育総務課

◆ 具体的施策 ②

子どもの発達段階に応じた継続的な支援

《現況・課題》

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育*推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。対象となる児童の増加等に伴い、更なる相談支援体制の充実が求められている。

個別支援を必要とするすべての児童生徒に適切な個別支援計画を策定し、通常学級や支援教室等において学びの場を保障することが必要である。また、支援教育*を推進するため専門性を有するスタッフを学校に派遣し、個に応じた支援を充実させる必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
療育教育総合センターを 18 歳までに一度でも利用したことのある市内の子どもの割合が 18.9%になっている。	12.6%
補 足 説 明	
・障がいのある子ども及びその保護者だけでなく、発達に心配がある子ども及びその保護者が、センターへ相談することにより、早期に必要な支援につなげる。支援が必要でなかった場合でも、小さな不安を積極的に相談できる場として利用率の増加をめざすもの。 ・利用率は、18 歳未満人口に占める利用者の割合。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	療育教育総合センターの運営 (療育推進事業の推進)	総合戦略	1-1-④-1 1-2-②-2
説明	・18 歳までの子どものライフステージに応じて継続的に支援を行うため、療育教育総合センターを運営する。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み②	早期発見・早期療育のための相談体制等の充実	総合戦略	—
説明	・療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のため、相談体制及び家族のケアの充実を図る。		
【参考】予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

取り組み③	学校や保護者との連携の推進	総合戦略	—
説明	・就学後の児童生徒へ継続した支援を行うため、指導主事*による就学前の幼児・児童の行動観察を丁寧に行い、結果を関係者等で共有し、保護者、学校、学校教育課、こども発達支援センター及び教育研究相談センターの連携を強化する。		
【参考】予算事業名	就学事務事業 支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み④	支援が必要な児童・生徒についての情報共有の充実	総合戦略	—
説明	・学校が児童生徒の個別支援の必要性を的確に把握するため、学校と教育研究相談センターがケース会議や巡回チームの観察等で得た情報を整理し、情報共有を行い、相互連携の充実を図る。 ・巡回チームによるフィードバックや校内研修、夏季に 悉皆研修として 実施する支援教育研修会を通して、支援教育について理解を深め、適切な支援シート*の作成・活用の推進を図る。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

No.20

取り組み⑤	学校教育を支援する専門性の高いスタッフの派遣（校内支援体制を活用した支援教育の推進）	総合戦略	1－2－②－3
説明	・学校の取り組みをサポートするため、スクールカウンセラー*、支援教育推進巡回指導員*、学習支援員*、学校看護介助員*などを学校に派遣する。		
【参考】予算事業名	支援教育充実事業 教育相談事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

◆ 具体的施策 ③

ICT*を活用した授業と情報教育の推進

《現況・課題》

GIGA スクール構想*により一人一台の PC 端末が配付された今、新しい学習への活用方法などについて調査・研究し、充実させる必要がある。

また、ICT 機器が子どもたちの身近になって行く中、児童・生徒が情報を取捨選択し正しく活用する能力を身に付けられるように、情報モラル*の教育及び情報リテラシー*の育成を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教員の ICT 活用指導力等の実態の項目」のうち「授業に ICT を活用して指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の「できる」「ややできる」の回答が 80%以上になっている。	新規の数値
補 足 説 明	
「できる」「ややできる」「あまりできない」「ほとんどできない」のうち、高評価の回答の計が 80%以上をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

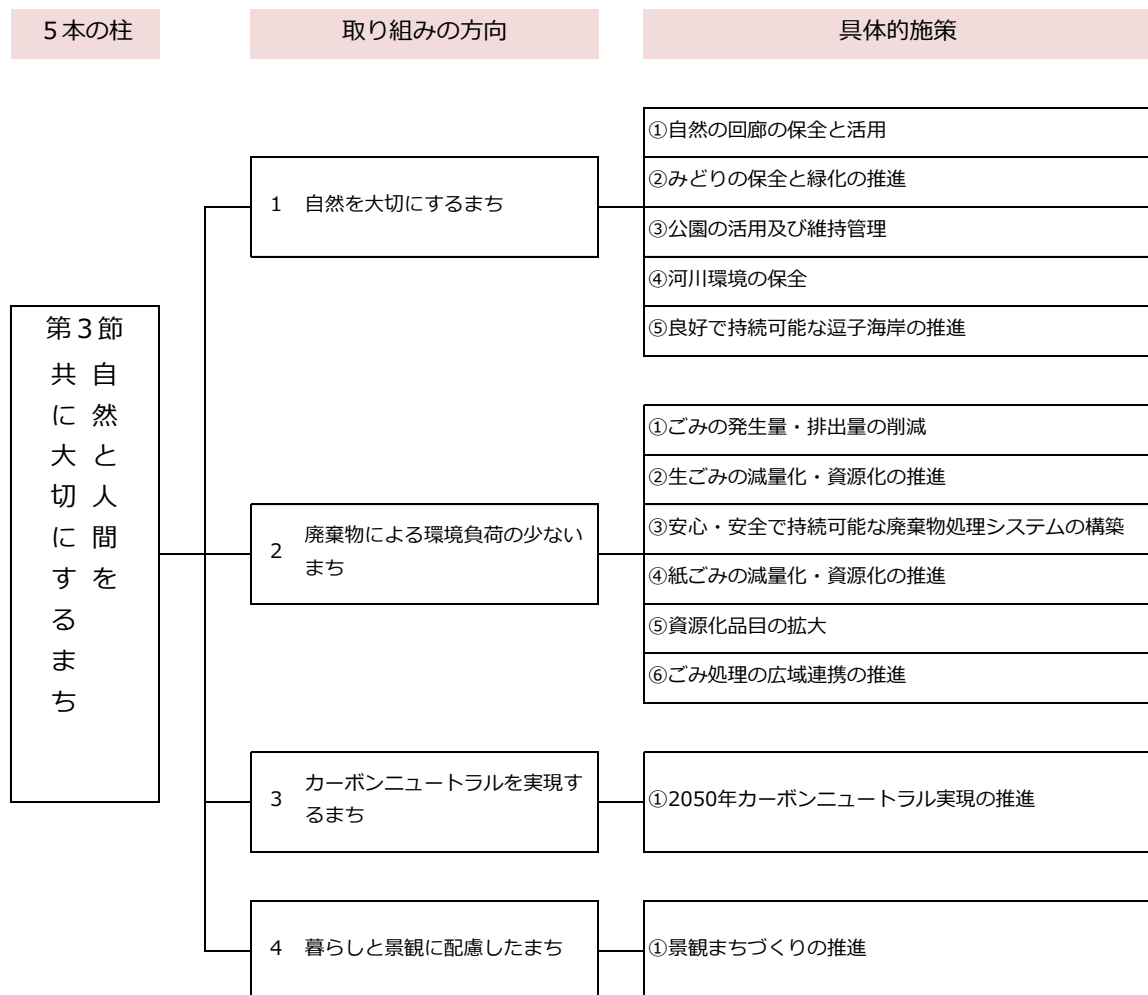
取り組み①	授業における ICT 機器の効果的な活用	総合戦略	—
説明	・新しい機器を活用した授業づくりや、新しい授業スタイルを見据えた環境整備について、教育情報化推進会議において研究を進める。 ・夏季研修会において ICT 機器等を活用した研修を計画し、授業づくりを推進する。		
【参考】予算事業名	教育用コンピュータ維持管理事業 (小学校費 / 中学校費) 調査・研究事業	担当課	学校教育課 療育教育総合センター

取り組み②	児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育と情報リテラシーの育成方法の研究	総合戦略	—
説明	・教育情報化推進会議において、児童・生徒の発達段階に応じた情報教育の在り方を研究する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	学校教育課

第3節

自然と人間を

共に大切にするまち



めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
自然と人間を共に大切にするまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 自然を大切にするまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 カーボンニュートラルを実現するまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

基本構想 第3節 取り組みの方向1

自然を大切にするまち



首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

自然の回廊*の保全と活用

《現況・課題》

山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で学び、安らぎ、遊び、憩うことができるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつないだ自然の回廊として保全していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。	年 1 件程度
補 足 説 明	
市民と協働で自然環境や歴史・文化、健康増進等、多様な切り口で自然の回廊を活用したイベントを実施することにより、認知度を高め、自然と人が調和し、回遊性と活力あるまちづくりにつなげていくもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	自然の回廊プロジェクト事業の推進	総合戦略	2-2-②-2 4-1-②-4
説明	・「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るため、「自然の回廊プロジェクト」を活用推進する市民団体の活動を支援する。 ・魅力の発信を図るため、自然の回廊の案内板の維持管理及びリーフレット等を配布する。 ・各回廊の自然を生かした工夫に取り組む。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み②	みどりに親しむ環境づくりの推進	総合戦略	—
説明	・みどりの美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースの維持管理を行う。		
【参考】予算事業名	ハイキングコース維持管理事業	担当課	緑政課

◆ 具体的施策 ②

みどりの保全と緑化の推進

《現況・課題》

地球温暖化の進行や大規模災害、局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化等の問題についての対応等、持続可能な都市づくりへの取り組みが求められている。

また、多様な命の源となる逗子のみどりの山は、スギ、ヒノキ植林と里山（雑木林）、土地本来の自然植生の常緑広葉樹の森（いのちの森*）であり、それらの森を健全な状態へ再生することや、保護が求められている。

さらに、みどりの量的な確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図る必要がある。

あわせて、市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なったみどりとして連続的、体系的に保全する必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
公園への花苗の植栽が、年 2,500 個以上となっている。	2,088 個
補 足 説 明	
・アダプトプログラム*において花苗を配布している。 ・現状の 2 割増をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	緑化に係る事業の推進	総合戦略	4－1－②－6
説明	・生垣やシンボルツリーの苗木を配布することで、市街地のみどりを増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 ・市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 ・市民の参加などによる自然植生をめざした森の再生や里山の活用、維持管理を推進する。		
【参考】予算事業名	緑化推進事業	担当課	緑政課

取り組み②	公園への花苗の植栽（各種アダプトプログラムの推進）	総合戦略	4－2－①－6
説明	・アダプトや自治会の協力により、公園に花苗の植栽をする。		
【参考】予算事業名	苗木等配布事業	担当課	緑政課

取り組み③	緑地の適正な維持管理	総合戦略	—
説明	・市有緑地の適正な管理を行うため、伐採等を行う。		
【参考】予算事業名	緑地維持管理事業	担当課	緑政課

取り組み④	緑地の安全対策	総合戦略	—
説明	・市有緑地の崩落を防ぎ市民の安全を確保するため、伐採及び法面防護工事を行う。		
【参考】予算事業名	緑地安全対策事業	担当課	緑政課

取り組み⑤	里山の環境の保全活用（各種アダプトプログラムの推進）	総合戦略	4-2-①-6
説明	・名越緑地を再生し、維持管理や利活用を行うため、里山の環境保全及び学習活動に関するアダプトプログラムを実施する。		
【参考】予算事業名	里山活用事業	担当課	緑政課

取り組み⑥	地域制緑地*の活用 —(特別緑地保全地区*指定事業の推進)—	総合戦略	4-1-②-2
説明	・特別緑地保全地区の指定を始め、樹林地の特性に応じた保全を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	緑政課

削除

取り組み⑥⑦	歴史的風土特別保存地区*の保全	総合戦略	—
説明	・歴史的風土特別保存地区の指定区域は鎌倉市にまたがるため、神奈川県及び鎌倉市と指定に向けた調整を進める。		
【参考】予算事業名	歴史的風土保存事業	担当課	緑政課

取り組み⑦⑧	丘陵地の保全	総合戦略	—
説明	・逗子市の良好な都市環境をつくる条例の運用により、開発行為や木竹の伐採について環境影響評価*を実施することで自然環境の保全を図る。		
【参考】予算事業名	自然環境評価事業	担当課	まちづくり景観課

取り組み⑧⑨	環境教育等の推進	総合戦略	—
説明	・市民団体との協働や市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する。 ・環境教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。		
【参考】予算事業名	カーボンニュートラル推進事業	担当課	環境都市課

◆ 具体的施策 ⑤

良好で持続可能な逗子海岸の推進

《現況・課題》

逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜*対策にも関わらず改善には至っていない。

豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
国際環境認証であるブルーフラッグ*を継続して取得している。	取得申請中
補 足 説 明	
取得にあたっては、環境教育や情報発信、環境やリスクマネジメント等、包括的に取り組む必要がある。さらに、毎年更新時に、評価改善して取得することで、逗子海岸の保全活用につながる。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	国際環境認証ブルーフラッグの継続取得良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進 (逗子海岸保全活用事業の推進) (海洋プラスチックごみ*対策の推進)	総合戦略	2-2-②-1 3-2-③-1 4-1-②-3 4-1-④-4
説明	・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグの取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみがもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み②	逗子海岸美化活動の推進 (各種アダプトプログラムの推進)	総合戦略	4-2-①-6
説明	・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

第4節

安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち

5本の柱	取り組みの方向	具体的施策
第4節 安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち	1 良好な住環境の形成により、 くつろぎが生まれるまち	①計画的なまちづくりの推進 ②空き家対策と利活用
	2 災害に強く、犯罪のない安全な まち	①自主防災組織育成の推進 ②災害対策に係る整備の充実 ③避難行動要支援者への支援の確立 ④消防力の充実 ⑤建築物等の耐震化の推進 ⑥浸水対策の推進 ⑦防災・消防・防犯分野の連携の推進 ⑧犯罪のないまちづくりの推進
	3 歩行者と自転車を優先するまち	①歩行者と自転車を優先するまちの推進
	4 都市機能の整った快適なまち	①公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施 ②バリアフリーのまちづくりの推進 ③都市環境の改善
	5 地域資源を生かした個性豊かな にぎわいのあるまち	①逗子海岸保全活用事業の推進 ②商工業振興の推進 ③小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進 ④創業への支援 ⑤多様な働き手、柔軟な働き方の支援 ⑥観光振興の推進

めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

基本構想 第4節 取り組みの方向3

歩行者と自転車を優先するまち



自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高める必要があります。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

◆ 具体的施策 ①

歩行者と自転車を優先するまちの推進

《現況・課題》

人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減し、ウォークアブルなまちづくり*が求められている。また、今後の更なる高齢化を見据えた際の、自家用車に頼らずとも生活できる環境、そのための公共交通の持続可能性を高めることが求められている。

現状では、駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていないことに加え、自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車が関係する交通事故が発生している。また、逗子駅、逗子・葉山駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化していることや、自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっている。

そのため、限られた道路空間の有効活用、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室など総合的に進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
居住地域の現在のイメージで、次に掲げる項目の数値を達成する。 ・「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」と回答する人の割合が 10%以上になっている。 ・「自転車を利用しやすいまち」と回答する人の割合が 10%以上になっている。	・「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」 3.5% ・「自転車を利用しやすいまち」 6.0%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	歩行者と自転車を優先するまち推進事業の推進	総合戦略	3-1-①-1 4-1-③-6
説明	・様々な立場の方が安全で快適に利用できる交通環境をつくるため、市民参加*・参画のもと、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。 ・自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。 ・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マーク設置の調整を行う。 ・自転車の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めていく。 ・主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進める。 ・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。		
【参考】予算事業名	—	担当課	環境都市課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
3 歩行者と自転車を優先するまち

取り組み②	自家用車に頼らないまちづくりの推進 (公共交通機関への乗り換えを容易にするシステムに関する取り組み) (未来技術の活用に向けた取り組みの推進)	総合戦略	3-1-①-4 4-1-③-13 4-2-②-9
説明	<u>・自家用車に頼ることなく、誰でも気兼ねなくおでかけできる状態を構築し、それによって地域を持続可能とするため、地域・交通事業者・市等、関係者が一堂に会する場である地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく法定協議会において、地域公共交通計画を策定し、計画に位置付けられた事業を実施する。</u> <u>・地域公共交通計画策定後も、地域公共交通に関する状況を関係者で定期的に共有し、施策の改善を図れる体制を構築する。</u> ・公共交通機関の利用促進、シェアサイクル・カーシェアリング*の検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに取り組む。 ・交通を地域の暮らしと一体として捉え、コミュニティバス*等の持続可能な地域交通の導入に向け、市と地域が協働して行う取り組みを推進する。 ・バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。		
【参考】予算事業名	公共交通拡充支援事業	担当課	環境都市課

No.24

取り組み③	駐輪場の整備等	総合戦略	3-1-①-5
説明	・民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めていくなど、民間事業者等と協働した駐輪環境の整備を進める。		
【参考】予算事業名	公共駐車場維持管理事業 自転車等駐車場維持管理事業	担当課	環境都市課

取り組み④	自転車通行帯の明確化	総合戦略	—
説明	・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。		
【参考】予算事業名	道路補修事業	担当課	都市整備課

取り組み⑤	鉄道事業者との連携による通勤電車本数の維持	総合戦略	3-1-①-2
説明	・市街地整備に関する必要な事務の一環として、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者へ要望活動を実施する。		
【参考】予算事業名	市街地整備事務費	担当課	環境都市課

基本構想 第4節 取り組みの方向4

都市機能の整った快適なまち



市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー*化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

◆ 具体的施策 ①

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施

《現況・課題》

老朽化した公共施設等の更新時期を迎えるに当たり、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
JR 東逗子駅前用地活用に係る構想、計画のもと、2027 年度末までに整備した施設が利用されている。	施設整備が実施されていない。
補 足 説 明	
2027 年度（令和 9 年度）に整備工事が完了している状態をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	公共施設マネジメントの推進	総合戦略	—
説明	・行財政改革基本方針において、公共施設マネジメントの取り組みを位置づけ、将来の財政状況を勘案した上で、人口減少、少子高齢化の進展等による公共施設等の利用需要の変化に対応した公共施設のあり方の検討を進める。 ・計画的な予防保全型の修繕・更新の実施によるライフサイクルコスト*の縮減及び施設の長寿命化を図る。 ・更新に当たっては、既存施設の集約化・複合化・転用を基本とし、全体としての延床面積を減少させる。		
【参考】予算事業名	行財政改革推進事業	担当課	総務課

取り組み②	東逗子地域の活性化をめざした JR 東逗子駅前複合施設整備用地活用事業の推進	総合戦略	2-2-②-6 4-1-③-1
説明	・JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約し複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図る。		
【参考】予算事業名	JR 東逗子駅前複合施設整備用地活用事業	担当課	企画課

No.25

◆ 具体的施策 ②

バリアフリーのまちづくりの推進	総合戦略	4-1-③-11
《現況・課題》 高齢化の更なる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加し、さらに、公共施設等のバリアフリー化に対するニーズが高まっている。		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022.3）
金沢新道踏切について改良工事が完了している。	協議中
補 足 説 明	
JR 逗子駅に近接している県道である金沢新道踏切の歩道拡幅工事を行うもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	無電柱化の推進	総合戦略	—
説明	・ 歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。		
【参考】予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み②	市道のバリアフリー化の推進	総合戦略	—
説明	・ 2003 年（平成 15 年）に策定した「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行う。		
【参考】予算事業名	道路改良事業	担当課	都市整備課

取り組み③	国・県道のバリアフリー化の推進	総合戦略	—
説明	・ 歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行うよう要望する。 ・ 金沢新道踏切の改良について神奈川県へ要望を行い、バリアフリー化を推進する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	都市整備課

基本構想 第4節 取り組みの方向5

地域資源を生かした 個性豊かなにぎわいのあるまち



市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくれます。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくれます。

◆ 具体的施策 ①

逗子海岸保全活用事業の推進	総合戦略	2-2-②-1 3-2-③-1 4-1-②-3
---------------	------	-------------------------------

＜現況・課題＞

近年、特に海水浴場開設期間中は~~新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに~~、治安、風紀の乱れ等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。

四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。

No.26

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
海水浴客数が 40 万人になっている。	86,600 人
補 足 説 明	
・逗子海岸の来訪者のうち、海水浴客がその大勢を占めていることから、より多くの人に親しまれ利用されている海岸を示す指標として用いる。 ・海水浴場運営に関する検討会が活動し始めた平成 27 年度以降の逗子海水浴場報告書による最大来場者数の約 110%を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	安全で快適な海水浴場の運営 (安全安心で楽しいファミリービーチ の推進)	総合戦略	2-2-②-8 4-1-③-12
説明	・ 条例に基づく市民、関係団体・機関との協議により、市としての海水浴場の対策を決定し実行する。 ・ 海水浴場安全対策の充実を図る。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業	担当課	経済観光課

取り組み②	海水浴以外の海岸の活用の推進 (マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング) (秋・冬の海岸の活用) (プロジェクションマッピング海浜投影)	総合戦略	2-2-②-13 2-2-②-14 4-1-①-7
説明	・ 海水浴以外の逗子海岸の魅力を高めて情報発信する。 ・ 海岸の利用を促すイベント等を実施する。 ・ 逗子市観光協会を助成することで、観光客誘致に係る事業を推進し、更なる観光振興を図る。 ・ 海・浜のルール周知を行う。 ・ マリンスポーツの普及を図る。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業、海水浴場運営事業	担当課	経済観光課

取り組み③	【3－1 再掲】 <u>国際環境認証ブルーフラッグの継続取得良好な逗子海岸、海水浴場の環境の推進</u> （逗子海岸保全活用事業の推進） （海洋プラスチックごみ*対策の推進）	総合戦略	2－2－②－1 3－2－③－1 4－1－②－3 4－1－④－4
説明	・持続可能で良質な逗子海岸を維持するため、国際環境認証であるブルーフラッグ*の取得を継続し、市民向けに環境教育のイベント、講座等を実施する。 ・海洋プラスチックごみがもたらす環境への影響、プラスチック製品の使用の注意事項や使い捨て製品の使用を控える行動を促す等の周知活動を行う。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜*対策について県に要請する。 ・関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

取り組み④	【3－1 再掲】 逗子海岸美化活動の推進 （各種アダプトプログラムの推進）	総合戦略	4－2－①－6
説明	・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。 ・アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。		
【参考】予算事業名	海水浴場運営事業、海岸美化推進事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ②

商工業振興の推進	総合戦略	2-2-②-5 3-2-①-1 3-3-②-1
《現況・課題》 商業においては、買い物客等の市外流出の現象が見られる。個人商店においては売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れており、支援を考慮する必要がある。 また、情報化や物価高、人件費上昇新型コロナウイルス感染症対策等の社会変化の状況を踏まえたうえで、商業の活性化に向け方向性を検討していく必要がある。		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
逗子市商工会の会員数が、1,300 人以上になっている。	1,206 人
補 足 説 明	
・逗子市商工会は市内の商工業事業者の約 6 割が会員として加入しており、本市の商工業振興事業は逗子市商工会と連携して主に取り組んでいる。逗子市商工会の会員数の増加は、市の効果的な施策の実施につながるとともに、逗子市商工会の経営相談やフォローアップ等の独自事業や会員相互の関係構築等により、存続しやすい経営体の増加につながり、市内の商工業の活性化を示す指標となる。 ・経済センサスによる商工業事業者数の約 7 割を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子市商工会や市内商店街への支援	総合戦略	—
説明	・商工業者支援に係る方策を計画的に進めるための基本的方向性を定め、商工業の活性化を図り、振興施策の具体化を図る。 ・物価高、人件費上昇新型コロナウイルス感染症の感染症対策等社会変化に応じた事業者への相談窓口の設置を支援する。 ・商工会と連携し、イベントの実施や周知等の活動を支援する。		
【参考】予算事業名	商工業振興事業 逗子市商工会助成事業	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

取り組み②	地域産業の増収支援や地域資源開発に関する取り組み	総合戦略	3-2-③-5
説明	・商工会と連携し、地場産品の認定や周知等の活動を支援する。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業	担当課	経済観光課

取り組み③	ふるさと納税に関する取り組み	総合戦略	2-2-②-18 3-2-③-4
説明	・商工会と連携し、ふるさと納税返礼品を推進する活動を支援する。 ・ふるさと納税の電子ポイント返礼品や体験型返礼品を市内事業者と創出し、まちの魅力発信を行う。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業、観光客誘致事業、逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ③

小坪漁港を中心とした小坪海浜地域活性化の推進 (小坪海浜地域活性化事業の推進)	総合戦略	2-2-②-7 3-2-②-1 4-1-③-7
≪現況・課題≫ 漁業者は高齢化傾向にあり、また漁獲量の減少から収入も落ち込んでいる。 そのため、漁港を中心とした新たな活用・活性化への早急な取り組みが必要となっており、小坪漁港活用・活性化促進事業を進める中で新たな事業展開に取り組んでいる。 漁港施設についても新たな活用・活性化に合わせ、更新、整備を行っていく必要がある。 その上で、地域のにぎわいを取り戻すために漁港を含めた小坪海浜地域の活性化計画に着手する必要がある。		

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
小坪漁業協同組合が観光等の組み合わせによる漁業体験等を事業として実施し、年間 280 人以上参加している。	60 人
補 足 説 明	
・小坪漁業協同組合による継続的な事業実施により、漁港のにぎわいを創出し、活性化に資するもの。 ・1 回催行 14 人として、出漁繁忙期を除く 10 か月で月 2 回以上の実施を指標とする。	

◆ 主な取り組み

No.30

取り組み①	小坪漁港活用・活性化 <u>(海業)</u> の推進	総合戦略	—
説明	・漁港の新たな活用及び活性化のために関係者の意見を踏まえた活性化と老朽化対策を加味した漁港整備を実施する。 ・漁業と観光等の組み合わせによる新たな事業の展開を支援する。 ・漁港付近に市民と生産者の交流をできる場を設け、地域住民の利便性の向上と新しいにぎわいの創出を図る。 ・サザエ・アワビの稚貝放流や磯焼け対策など漁場整備を支援する。 ・地元漁獲物、加工品等の PR を行う。		
【参考】予算事業名	小坪漁港活用・活性化促進事業 水産業振興事業	担当課	経済観光課

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

取り組み②	小坪海浜地域の活性化の推進	総合戦略	—
説明	・小坪漁港の活用・活性化の取り組みと施設整備の状況を踏まえて、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯と連携を図り、小坪海浜地域の活性化に取り組む。		
【参考】予算事業名	小坪漁港活用・活性化促進事業 漁港施設維持管理事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ④

創業への支援

《現況・課題》

創業支援講座において、多種多様な創業の意志がある人が積極的に参加している。

一方、物価高、人件費上昇新型コロナウイルス感染症対策等の社会変化に応じた事業運営や事業展開が求められている。それらを踏まえ、個性豊かな産業が生まれやすい土壌をつくる必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状
創業支援事業計画に基づき、創業に至った者が中期実施計画期間中累計で 50 件になっている。	22 件 (2017. 4～2022. 3)
補 足 説 明	
創業に適し、個性豊かな産業が生まれやすい状況を整えるため、国の認定を受けた産業競争力強化法による創業支援等事業計画に基づき、商工会や地域金融機関等と連携して創業事業者の包括的な支援を実施している。そのため、本計画における創業者の年間目標人数（7 人）を基にした数値を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	創業支援事業等の推進 （金融機関、商工会等との連携した創業支援事業計画に基づく創業予定者への支援） （新たなビジネスなどの創出への支援に関する取り組み） （金融機関、商工会等との連携した女性の就労支援） （金融機関、商工会等と連携した事業承継の支援）	総合戦略	3－2－①－2 3－3－①－4 3－3－②－2 3－3－②－3
説明	・金融機関や商工会と連携している創業支援ネットワーク*を活用し、第二創業を含めた創業の準備から、融資、PRの場の提供等、創業から安定的な事業運営に至るまでの助言や支援を行う。 ・女性や若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。 ・事業承継を希望する中小企業者に対し、支援を行う。		
【参考】予算事業名	逗子市商工会助成事業	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ⑤

多様な働き手、柔軟な働き方の支援

《現況・課題》

ICT*の進化やグローバル化の進展などにより、女性や高齢者、外国人など働き手が多様化している一方、在宅勤務、短時間勤務、育児休業・介護休業の取得など働き方も多様化している。こうした変化を受けて、働く場では多様な人材を生かし、個人の持つ能力を発揮できる環境づくりが求められている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
女性の個人市民税所得割課税額が 14%増加している。	1, 122, 484 千円
補 足 説 明	
・柔軟な働き方の支援の一つとして、女性が育児をしながら仕事も両立できる環境づくりが挙げられる。その成果指標として、女性の個人市民税所得割課税額の増加を用いる。 ・個人市民税所得割課税額の年 2 %の増加をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	テレワーク、 クラウドソーシング 等の推進に関する取り組み	総合戦略	1 - 3 - ① - 8 3 - 3 - ① - 5
説明	・テレワーク やクラウドソーシング 等の推進を図る。		
【参考】予算事業名	—	担当課	企画課

No.32

取り組み②	女性の就労支援	総合戦略	3 - 3 - ① - 1
説明	・自分らしく働き、暮らしやすいまちをめざすため、ライフスタイルに合った働き方のできる環境の創出・スキルの向上等を図る。→職場内で子どもを預けながら働くことができる、「女性の新しい働き方」を実現するため、保育的機能を職場内に有する事業所の開設費用を補助する補助金を交付する。		
【参考】予算事業名	関係法人等創出事業	担当課	企画課

No.33

取り組み③	就労等に関する情報の提供 (女性の就労支援) (高齢者の就労支援)	総合戦略	3 - 3 - ① - 1 3 - 3 - ① - 2
説明	・公共職業安定所や神奈川県からの就労等に関する情報を提供する。		
【参考】予算事業名	—	担当課	経済観光課

◆ 具体的施策 ⑥

観光振興の推進

《現況・課題》

逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえよう、十分な情報提供を行う必要がある。

市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらい、「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」気持ちになるような、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021）
入込観光客数が 105 万人/年になっている。	589,042 人
補 足 説 明	
・観光事業を推進することで、より多くの人に訪れてもらい、逗子に魅力を感じてもらえているかを測る指標として、全国で同じ基準により算定した入込観光客数を用いる。 ・過去 5 年の最大数値の 105%を指標とする。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子市観光協会への助成 （県の三浦半島魅力最大化プロジェクト等との連携） （マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング） （秋・冬の海岸の活用） （プロジェクションマッピング海浜投影）	総合戦略	2-2-②-9 2-2-②-12 2-2-②-13 2-2-②-14 3-2-③-6 4-1-①-7
説明	・逗子市観光協会と連携し、逗子の身近な自然や歴史・文化の魅力を発見するイベントを市民や市民団体と企画・実施する ・逗子市観光協会と連携し、逗子市の認知度と、まちの魅力を高め集客力の向上と地域の活性化を図る ・逗子市観光協会への支援を行う。		
【参考】予算事業名	観光客誘致事業 逗子市観光協会助成事業	担当課	経済観光課

第5節

新しい地域の姿を示す 市民主権のまち

5本の柱	取り組みの方向	具体的施策
第5節 示す新しい 市民地域の 主権の姿を まち	1 市民自治のまち	①住民による自治活動の推進
		②市民活動の推進
		③行政活動に対する市民参加の推進
	2 誰もが尊重され、自由で平等な まち	①人権啓発活動の推進
		②男女平等参画の推進
	3 世界とつながり、平和に貢献す るまち	①国際交流・国際理解の推進
		②非核平和の推進

めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくれます。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029 年度】	現状【2022 年度】
新しい地域の姿を示す市民主権のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が 10 ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。 ・2023 年度の数値から 10 ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 世界とつながり、平和に貢献するまち

基本構想 第5節 取り組みの方向2

誰もが尊重され、 自由で平等なまち



その人の持つ個性、人格そのものや能力が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

人権啓発活動の推進

《現況・課題》

個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざすため、人権についての正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る人権の啓発が必要となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「逗子市は、人権が尊重されているまちだ。」と感じる市民の割合が70%を超えている。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	人権意識向上のための啓発活動	総合戦略	—
説明	・人権意識の向上を目的とした講座や講演会を実施する。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課
取り組み②	人権に関する相談等への対応	総合戦略	—
説明	・人権に関する相談や苦情について、関係機関へつなぐ等適切な対応を図る。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

取り組み③	人権指針の検討	総合戦略	—
説明	・人権が尊重されるまちづくりに向けて、人権指針の策定について検討する。		
【参考】予算事業名	人権推進事業	担当課	市民協働課

◆ 具体的施策 ②

男女平等参画の推進

《現況・課題》

すべての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様性を認め合い、個性及び能力を発揮し、あらゆる分野に平等に参画できる男女平等参画と多様性を尊重する社会の推進が必要となっている。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
「男女の地位が平等」と感じる人の割合が 50%を超えている。	15.8%
補 足 説 明	
「返子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	—(仮)— ずし男女平等参画プラン 2030 の推進	総合戦略	1－3－①－1
説明	・男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進するための意識を高める啓発活動や、市の審議会や各種委員会における男女数の比率の偏りをなくすことなどから、政策や方針決定の場における男女平等参画の推進を図る。		
【参考】予算事業名	男女平等参画プラン推進事業	担当課	市民協働課

取り組み②	相談体制の充実	総合戦略	—
説明	・ドメスティック・バイオレンス（DV）*等の暴力の未然防止・根絶のため、啓発活動を行うほか、関係機関と連携をし、相談体制の充実を図る。		
【参考】予算事業名	男女平等参画プラン推進事業	担当課	市民協働課

基本構想 第5節 取り組みの方向3

世界とつながり、 平和に貢献するまち



ICT*の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

国際交流・国際理解の推進

《現況・課題》

国際化がより一層進む中であって、市民が国際理解を深めることが求められている。身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米軍家族住宅*居住者との交流を進めるためには、市民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づくりを積極的に行う必要がある。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
フェアトレード*の認知度が 50%を超えている。	39.4%
補 足 説 明	
「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	国際交流推進事業の推進	総合戦略	4－1－①－1
説明	・市民の国際感覚の醸成と国際理解の増進、地域の国際化の推進を図るため、講座等を開催する。 ・外国籍市民との交流の機会を設ける。		
【参考】予算事業名	国際交流推進事業	担当課	市民協働課